

令和8年度佐賀市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は次の二つを目的とする。

- ①未受診者に対して特定健診の受診勧奨を行う。
- ②「健診＝自分メンテナンス」であり、「日頃の暮らしの中で、健康づくりに取り組み、病気の予防と健康の保持・増進に関する意識」を向上させることで、受診率の高さを維持できる動機付けを行うと同時に特定健診の受診を習慣付けることで、次年度以降も継続的に受診につなげる。

2 業務名

令和8年度佐賀市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務

3 委託業務内容

別紙仕様書参照

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 委託金額

金9,300,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）以内

6 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- ③参加表明書の提出期限において、佐賀市及び佐賀県の指名停止を受けていない者
- ④市内に事業所等が所在する者にあつては、市税の滞納がない者
- ⑤自己又は自社の役員等が、次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しない者
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （ウ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - （エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者

7 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 必要書類に不備又は不足がある場合
- (4) 本要領に定める要件を満たしていない場合

8 再委託の制限

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (2) 一部業務を再委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。

9 成果物

仕様書を参照

10 委託業者の選定方法

- (1) 委託事業者は、本要領に基づきプロポーザル方式により選定する。
- (2) 委託事業者は、別に指名する当該業務に係るプロポーザル審査委員会の選定委員の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選定は、企画提案書を用いたプレゼンテーションの審査により行う。
- (4) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく、随意契約の交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案業者を選定することとする。
- (6) 受注候補者が万が一辞退した場合は、次点の提案業者を受注候補者とする。

11 参加手続き

- (1) 参加申込書の提出

ア 提出書類

参加申込書（様式1）

イ 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで ※必着

ウ 提出書類の作成要領

- (ア) 文章等は、読みやすいように配慮すること。
- (イ) 使用する日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は円にすること。
- (ウ) 書類を提出する際は、それぞれ表紙を1枚添付し、クリップ留めとすること。

エ 提出方法

提出書類については、一括して封筒に入れ、事務局まで持参または書留扱いの郵送（期限までに配達されたものに限る）で提出する。

なお、本市は郵送中の事故等に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

- (2) 実施要領及び業務委託仕様書に関する質問

ア 提出方法：電子メールに質問書（様式6）を添付し送付すること。

また、電子メールを送付した後にすみやかに担当者に電話連絡をすること。

イ 提出先及び連絡先：E-mail hoken@city.saga.lg.jp

電話 0952-40-7270

担当 佐賀市保健福祉部保険年金課保健事業・財政係 池田・山田

ウ 提出期限：令和8年6月5日（金）17時まで ※必着

(3) 質問について

質問等がある場合は、別紙様式6に定める様式にて行うこととする。令和8年6月10日（水）までに質問書に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形で佐賀市保健福祉部保険年金課ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

(4) 辞退について

参加申込書提出後に辞退を決定したときは、すみやかに辞退届（様式7）を提出すること。

12 審査

(1) 提出物等

ア 提出物及び提出部数

(ア) 企画提案書 8部

(イ) 見積書（様式は任意。押印した正式なもの） 1部

※費用の内訳が分かる明細を記載すること。見積書は、規定する審査員にコピーを配布し、審査資料の一部として使用する。

(ウ) 誓約書（様式2） 1部

(エ) 企業概要（様式3） 1部

(オ) 委託業務の実施体制（様式4） 1部

(カ) 類似の受診勧奨業務の実績（様式5） 1部

(キ) 登記簿謄本等 1部（全国からの公募につき資格可否の要件確認のため。市ガイドラインより）

イ 提出期限：令和8年7月10日（金）17時まで ※必着

ウ 企画提案書等は一括して封筒に入れ、事務局まで持参または書留扱いの郵送（期限までに配達されたものに限る）で提出する。なお、本市は郵送中の事故等に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

エ 企画提案書の様式は自由とする。但し、資料としての提出は、A4サイズを概ね10枚～15枚程度とする。（過少もしくは過剰にならないように配慮すること。）

(2) 審査方法

令和8年7月中旬から下旬に企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、当該業務に係る選定委員により別紙「評価表」の事項を総合的に審査し、選考する。

13 プレゼンテーション

(1) 実施時間：30分以内（説明20分、質疑5分）

(2) 出席者：3名以内

14 審査結果の通知

本プロポーザルの審査結果については、応募者全員に文書にて通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

15 日程

- (1) 公告 令和8年5月13日(水)
- (2) 質問の提出期限 令和8年6月5日(金)
- (3) 参加申込書提出期限 令和8年6月5日(金)**
- (4) 参加資格の通知をメールにて送付 令和8年6月10日(水)
- (5) 企画提案書等提出期限 令和8年7月10日(金)
- (6) 企画提案書及びプレゼンテーション等による評価・審査 令和8年7月中旬から下旬
- (7) 候補者決定通知(予定) 令和8年7月28日(火)
- (8) 事業開始(予定) 令和8年8月中

16 その他

- (1) 企画提案書等作成の諸経費は、全て当該提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書等の作成のために交付した一切の書類は、他の目的のために使用することを禁止する。

17 担当部署(書類提出・問い合わせ先)

佐賀市保健福祉部保険年金課保健事業・財政係 担当 池田、山田

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

電話 0952-40-7270(直通) FAX 0952-40-7390(代表)

E-mail hoken@city.saga.lg.jp

評価表：審査基準

採点者 _____

応募者 _____

評価項目		評価の視点		主な評価ポイント	
1	内容・企画 (75点)	未受診者に対しての勧奨 (35点) ※目的①に対して	目的と表現 (15点)	「未受診者に対して勧奨する」という目的との合致(5点)	
				理解のし易さと受け入れ易さ(5点)	
				行動喚起につながる表現(5点)	
			対象者の選定 (15点)	年齢・性別・受診歴等に応じたセグメント化(5点)	
				ターゲットに応じた訴求内容(5点)	
				行動経済学(ナッジ)等の具体的活用(5点)	
		計画と実行性 (5点)	回数、時期が合理的・実現可能なスケジュール(5点)		
		健康や予防に関する意識の向上 (30点) ※目的②に対して	目的と工夫 (10点)	「健康や予防に関する意識を高める」という目的との合致(5点)	
				創意工夫(5点)	
			実効性(15点)	実現可能性(5点)	
				「自分の健康管理につなげるための意識の向上」の具体性(10点)	
			仕組みづくり (5点)	地域や社会資源との関連性(5点)	
効果測定(10点)	分析と設計の適正(10点)		分析方法の明確さ(5点)		
		次年度以降の展開について(5点)			
2	費用 (10点)	費用対効果(10点)	(同左)	コストに対して期待効果が妥当(10点)	
3	実績 (15点)	視点や理論性(15点)	実績と信頼性 (15点)	特定健診等の受診勧奨実績(5点)	
				個別支援と地域支援とのつながりによる実績(5点)	
				ミクロ的支援(個別)とマクロ的支援(地域)の相互の視点のバランス(5点)	
合計(100点満点)					